

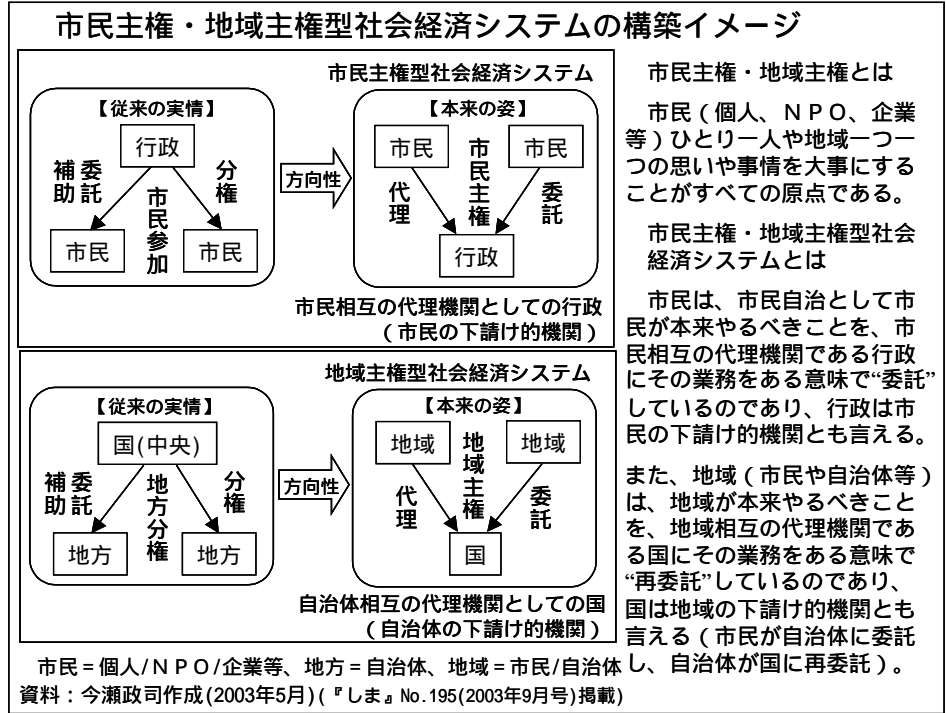
「市民主権・地域主権の確立」と「市民優位の協働政策」をめざして

今瀬政司（特定非営利活動法人市民活動情報センター代表理事）

1. 「市民主権・地域主権」に基づく社会経済の構造改革

社会経済活動とそれを支える政策形成の出発点は、行政ではなく市民ひとり一人であり、国ではなく地域一つ一つであり、市民と行政、あるいは地域と国が、“協働”して、次代を切り開く政策形成を図り、個々の市民や個別地域という小さな単位（多様な個）からの「市民主権」「地域主権」が確立された社会・経済の仕組みを創ることが求められている。

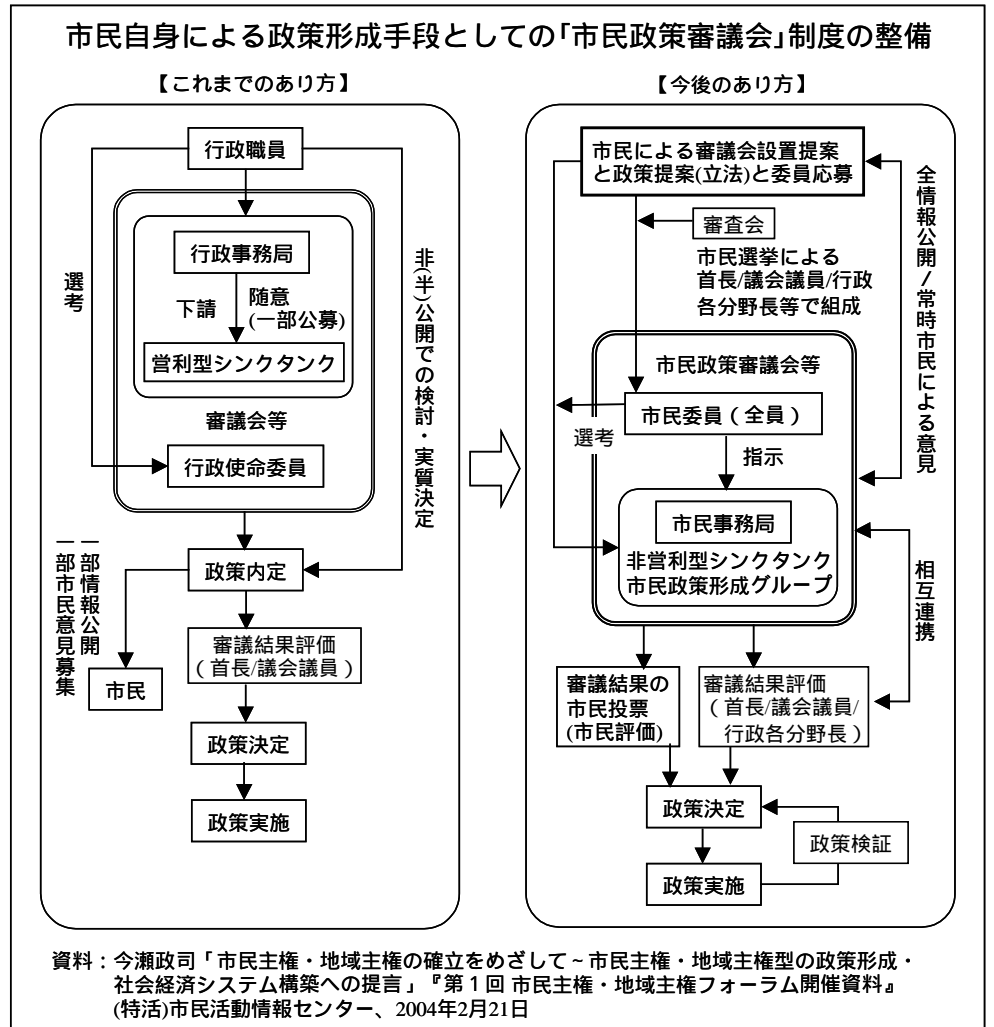
いま時代は閉塞状況にあると言われる。だからこそ、次の時代を切り開くには、少なくとも 10 年先をにらんだ新たな社会づくりが重要である。そして、その第一歩が、ひとり一人の市民（個人、NPO、企業等）や一つ一つの地域を大事にした『「市民主権」かつ「地域主権」』に基づく新たな政策形成であり、社会経済の良い構造改革であると考えている。



2. 「市民優位の協働政策」への具体的方策

(1) 市民自身による政策形成手段としての「市民政策審議会」制度の整備

これまで市民が関わることのできる政策形成手段として、首長・議員選挙、審議会、公聴会、パブリックコメント、委託・請負事業、補助・助成事業などがある。しかし、間接手段の首長・議員選挙を除いては、どの手段も行政管理のもと形骸化しており、実質的には市民が関わることのできるものにはなっていない。従来の審議会等では、実質上、行政職員が審議会を設置し、審議会委員を選考し、行政自ら事務局となって営利型シンクタンクに業務を委託し、非（半）公開で審議を進めて、市民の知らないところで実質決定してしまうことが少なくない。そこで、市民自身が政策審議の場を設置提案し、具体的な政策提案と委員応募、ならびに事務局選考を行うようなシステムを「市民政策審議会」制度と名付け提案する。この市民政策審議会の委員は全員が応募による市民委員とし、事務局は市民が選考する非営利型シンクタンクが担い、審議会情報は全て公開され、常時市民が意見を言い、審議結果に基づく政策決定は、首長・議会等が行う以外に、市民投票という選択肢も設けるものとする。



(2) NPO等と行政の「協働契約」システムの開発

従来の行政優位の「委託・請負契約」等は、事業主体は行政であり、NPO等は事業を実施するが権利や主体性はなく、あくまで下請けの立場である。NPO等への委託料に対する財・サービスの受益者は委託者としての行政であり、市民は行政を通じて間接的にそのメリットを享受するような契約形態となっている。こうした形態を根本的な発想から見直すものとして、NPO等と行政が「共に事業主体」となり、NPO等が市民協力で労力・知識等を拠出し、行政が税金から資金を拠出し、「権利と義務責任は折半する」という形での役割分担を図るようにする。財・サービスの直接的な受益者は行政ではなく市民全般であるとし、NPO等と行政を同等に、市民に対する財・サービスの供給者として位置づけるのである。こうした契約システムを「協働契約」と名付け提案する。

この協働契約に係る「協働契約書」のひながた(大きな枠組み)をここに紹介する。この協働契約書が従来の委託・請負契約書等と異なる主な点は、第一条で甲乙を共に事業主体としている点、第七条の権利の帰属など条項全般で甲乙両者を対等に行っている点、守秘義務条項を無くし情報公開を原則としている点(プライバシー侵害情報等は勿論別)などである。(今瀬政司)

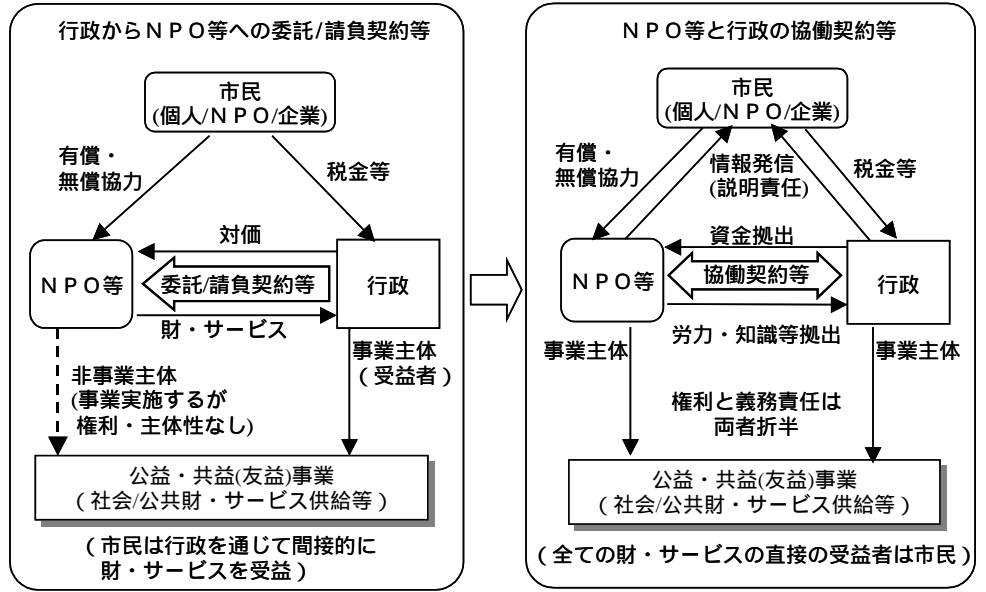
特定非営利活動法人
市民活動情報センター (SIC)
〒552-0021
大阪市港区築港 2-8-24
piaNPO 506 号室
06-4395-1144 (TEL)
06-4395-1145 (FAX)
sic@mx.mesh.ne.jp
http://www1m.mesh.ne.jp/~sic/

(2005年11月)

NPO等と行政の新たな「協働契約」システムの開発

【これまでのあり方】

【今後のあり方】



資料：今瀬政司「市民主権・地域主権の確立をめざして～市民主権・地域主権型の政策形成・社会経済システム構築への提言」『第1回市民主権・地域主権フォーラム開催資料』(特活)市民活動情報センター、2004年2月21日

「事業」に関する協働契約書 (NPO等と行政の協働契約書のひながた)

某行政を甲とし、某NPO等を乙として、甲と乙は、「事業」について、次の条項により協働契約を締結するものとする。

(契約の目的)

第1条 甲と乙は、事業主体として、「事業」(以下「協働業務」という。)を協働して実施するものとする。

(処理の方法)

第2条 乙は、別紙の様式により、甲と協働して、協働業務を処理するものとする。

(契約料)

第3条 契約料は、金 円(消費税額及び地方消費税額を含む)とする。

(契約期間)

第4条 契約期間は、協働契約締結日から 年 月 日までとする。

(契約内容の変更)

第5条 この契約の締結後、事情の変化により、契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(契約料の支払)

第6条 甲は、乙から請求書を受領した日から30日以内に、契約料を乙に支払うものとする。

(権利の帰属)

第7条 この協働業務を通じて新たに発生する成果についての権利は、甲と乙の両者に帰属するものとする。但し、甲又は乙のおのおの既に帰属する権利は除く。

(権利の譲渡等)

第8条 甲又は乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させる場合には、この契約の相手方の承諾を得なければならない。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙は、その責めに帰する理由により、協働業務の実施に関し、この契約の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲又は乙は、この契約の相手方がその責めに帰する理由により契約の条項に違反したときは、違約金の徴収又は契約の解除をすることができる。

(契約書の解釈)

第11条 この契約の定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

2 前項によって、解決するために要する費用は、甲乙平等に負担する。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年月日

甲 所在地

組織名

某行政

代表者役職・名前

乙 所在地

組織名

某NPO等

代表者役職・名前

「事業」仕様書

1. 事業名 / 2. 事業目的 / 3. 協働業務内容 / 4. 実施期間・スケジュール
5. 実施方法(手法・体制) / 6. 事業費用(予算内訳) / 7. 事業成果

この協働契約書が、従来の委託・請負契約書と異なる主な点は、第1条で甲乙を共に事業主体としている点、第7条の権利の帰属など条項全般で甲乙両者を対等に行っている点、守秘義務条項を無くし情報公開を原則としている点(プライバシー侵害情報等は勿論別)などである。

資料：今瀬政司「市民主権・地域主権の確立をめざして～市民主権・地域主権型の政策形成・社会経済システム構築への提言」『第1回市民主権・地域主権フォーラム開催資料』(特活)市民活動情報センター、2004年2月21日